

少 甲 達 第 1 0 号
平成 1 9 年 3 月 2 6 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

いしかわ子ども総合条例の施行について（通達）

- 対号 1 昭和 5 3 年 1 0 月 1 6 日付け発防第 6 4 2 号「石川県青少年健全育成条例の制定について（通達）」
- 対号 2 昭和 5 4 年 3 月 1 9 日付け発防第 1 5 8 号「石川県青少年健全育成条例の運用について（通達）」
- 対号 3 昭和 5 9 年 1 2 月 2 4 日付け防発第 8 5 6 号「石川県青少年健全育成条例の一部改正について（通達）」
- 対号 4 昭和 6 2 年 3 月 1 7 日付け少発第 1 0 0 号「石川県青少年健全育成条例の一部改正について（通達）」
- 対号 5 昭和 6 2 年 5 月 7 日付け少発第 1 9 7 号「石川県青少年健全育成条例の制定並びに同運用通達の一部改正について（通達）」
- 対号 6 平成 6 年 7 月 1 日付け少甲第 1 4 0 号「石川県青少年健全育成条例及び同施行規則の一部改正について（通達）」

いしかわ子ども総合条例（平成 1 9 年石川県条例第 1 8 号（以下「子ども条例」という。））及びいしかわ子ども総合条例施行規則（平成 1 9 年石川県規則第 9 号（以下「子ども条例施行規則」という。））が、本年 3 月 2 2 日公布され、一部規定を除き、本年 4 月 1 日から施行されるものである。

これにより、既存の石川県青少年健全育成条例（昭和 5 3 年石川県条例第 3 6 号（以下「健全育成条例」という。））は、子ども条例に統合されたことから廃止されるとともに、社会環境の変化に対応するために必要な規定が子ども条例に新設又は追加等されたものである。

よって、各所属においては、周知徹底の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。
なお、対号は廃止する。

記

第 1 子ども条例の概要

1 目的

子どもが健やかに生まれ育ち、自立した大人となり、そして安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりについて、基本理念を定めるとともに、青少年の健全な育成、子どもの権利擁護等に関し、それぞれ必要な事項を定めることにより、子どもに関し一貫した施策を総合的に推進し、もって石川の次代を担う子どもが健やかに

生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

2 構成

前文と全9章から構成されているが、前文と第1章では、制定の趣旨・背景等、目的、基本理念等について、第2章から第7章では、子どもの健全な育成、若者の自立に向けた支援、子育て支援、食育の推進、子どもの権利擁護、石川県子ども政策審議会等の個別具体的施策について、第8章では雑則、第9章では罰則についてそれぞれ規定している。

このうち、警察業務に密接に関係するのは、第2章第2節(青少年の健全な育成)及び第3節(青少年の健全な育成を阻害する行為の規制)と第9章である。

第2 警察業務に密接に関係する規定

1 健全育成条例の統合

一部条文に修正が加えられ、子ども条例の第2章第2節(青少年の健全な育成)及び第3節(青少年の健全な育成を阻害する行為の規制)等の中に統合されたものである。

2 新設又は追加された規定

(1) 趣旨

情報化社会の急激な進展、24時間型社会の進行等、県民を取り巻く社会情勢の変化は、社会生活に有益である反面、青少年に有害な影響を与えている。

特に、インターネット、書籍等における青少年に有害な情報の氾濫及び青少年への影響が懸念されるインターネットカフェ、漫画喫茶等、新たな営業形態による施設の出現や青少年の着衣にまで及んだ性の商品化、青少年の性行為に関する意識の低下等、青少年を取り巻く環境の悪化はその健全育成上看過できないものがあり、次代を担う青少年を有害な環境から守るため規定されたものである。

(2) 規定の内容

ア 第2章第2節(青少年の健全な育成)関係

青少年のインターネット利用環境を整備する規定の新設(第34条関係)

県は、青少年がインターネット利用に関して適切な判断力を養うことができるよう、インターネットの適正な利用に関する普及啓発、教育等の施策を推進する努力義務を新たに課したものである。

また、保護者、青少年の健全な育成に携わる者はもちろん、インターネット事業者(プロバイダ等)やインターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者(インターネットカフェ、漫画喫茶等)等についても、それぞれの立場でフィルタリングサービスを活用する等して青少年にインターネットの利用による有害情報を閲覧等することがないようにする努力義務を新たに課したものである。

イ 第2章第3節(青少年の健全な育成を阻害する行為の規制)関係

(ア) 有害図書を収納する自動販売機等に関する規定の追加(第38条第5号関係)

自動販売機等を「物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面することなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機」と定義してその範囲を明確にし、いわゆる遠隔地監視システム付きの自動販売機についても本号に該当することとしたものである。

- (イ) 業界団体が審査した興行を有害興行とする規定の追加(第41条第2項関係)
興行を主催する者で構成する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に観覧させることが不相当と認めた興行で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、第1項の規定による知事の個別指定を経ることなく、有害な興行とすることとしたものである。
- (ウ) 業界団体が審査した書籍、映像記録媒体などを有害図書等とする規定の追加(第42条第2項第3号関係)
図書等取扱業者で構成する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に閲覧等させることが不相当と認めた図書等で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、第1項の規定による知事の個別指定を経ることなく、有害図書等とすることとしたものである。
- (エ) 有害図書等の個別包装に関する規定の追加(第43条第2項関係)
図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、青少年が閲覧することができないよう個別に包装することを義務付けたものである。
- (オ) 古書籍と古雑誌を青少年からの買受けを規制する古物から除外していた規定の削除(第49条第3項関係)
健全育成条例で、古物営業法第2条第3項に規定する古物商(以下「古物商」という。)が、青少年から買受け等してはならない古物から古書籍と古雑誌を除外していた規定を削除したものである。
- (カ) 青少年が着用した下着を青少年から買受け等する行為を規制する規定の新設(第50条関係)
何人も、青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。)を青少年から買受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対して、その売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知ってそのための場所を提供することを禁止したものである。
- (キ) 青少年に対する勧誘行為を禁止する規定の新設(第51条関係)
何人も、青少年に対して
- a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(ソープランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルス等)において客に接する業務に従事すること。
 - b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業(ホストクラブ等)の客となること。
 - c 子ども条例第50条に規定する下着を売却すること。
- を勧誘することを禁止することを規定したものである。
- (ク) 青少年の深夜における入場制限施設にいわゆるインターネットカフェ、漫画喫茶等を追加(第56条第1項関係)
子ども条例施行規則第8条第1項第2号において、青少年の深夜における入場制限対象施設に、設備を設けて客に図書等の閲覧等又はインターネットの利用を行わせるもの(インターネットカフェや漫画喫茶等)等を追加したものである。

3 施行期日

子ども条例は、平成19年4月1日から施行されるが、
第43条第2項及び第4項（有害図書等の陳列の制限）
第50条（買受け等の禁止）
第51条（勧誘行為の禁止）
第95条第5号（買受け等の禁止）
第95条第6号（勧誘行為の禁止）

等、一部の規定は、平成19年7月1日から施行される。

また、子ども条例施行規則も、平成19年4月1日から施行されるが、

第4条第1項及び第2項（有害図書等の陳列の制限）
第8条第1項第2号及び第3号（深夜における興行場等への入場制限）

の規定は、平成19年7月1日から施行されるなど、施行日が異なるものがあることから運用には十分注意すること。

4 経過措置

(1) 古物の買受け等に関する経過措置（第49条第3項関係）

古物商は、子ども条例施行の日から平成19年6月30日までの間は、同項の規定にかかわらず、同項の古物のうち、古書籍及び古雑誌を青少年から買受け等を行うことができる。

この場合において、当該青少年から買受け等をした古書籍及び古雑誌については、第95条第4項の規定は適用しない。

(2) 罰則の適用に関する経過措置

子ども条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。